

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2004-525462(P2004-525462A)

【公表日】平成16年8月19日(2004.8.19)

【年通号数】公開・登録公報2004-032

【出願番号】特願2002-578196(P2002-578196)

【国際特許分類第7版】

G 06 F 17/60

【F I】

G 06 F 17/60 1 5 4

G 06 F 17/60 1 3 2

G 06 F 17/60 3 1 4

G 06 F 17/60 5 1 4

【手続補正書】

【提出日】平成17年3月29日(2005.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1つのコラボレータと、1つ又は複数の他のコラボレータ及び取引パートナーとの間の共同製作のための計画立案を促進する装置であって、

上記他のコラボレータ及び取引パートナーのすべてに利用可能とされるべき情報として上記コラボレータが指定した情報である公開情報を有するグローバルデータベースと、

機密情報として保護されるべき情報として、又は上記他のコラボレータ及び取引パートナーのサブセットのみによって共用されるべき情報として上記コラボレータが指定した情報であるプライベート情報を有する専用データベースと、

上記コラボレータと上記他のコラボレータ及び取引パートナーとの間で情報を交換するように配置され、上記2種類の指定に従って上記グローバルデータベース及び上記専用データベースへのアクセスを許可するハブとを備え、

上記公開情報は製品の全体的概要を生成し、上記プライベート情報は上記製品固有の概要を生成することを特徴とする装置。

【請求項2】

上記専用データベースは、上記コラボレータに固有のサプライチェーンオートマトンに含まれることを特徴とする請求項1記載の装置。

【請求項3】

上記コラボレータは、上記他のコラボレータ及び取引パートナーのサブセットによる上記サプライチェーンオートマトンへのアクセスを許可する能力を有することを特徴とする請求項2記載の装置。

【請求項4】

上記グローバルデータベースはさらに、上記他のコラボレータ及び取引パートナーのすべてに利用可能とされるべき情報として上記他のコラボレータ及び取引パートナーのうちの1つ又は複数が指定した情報である追加の公開情報を有することを特徴とする請求項1記載の装置。

【請求項5】

機密情報として保護されるべき情報として、又は上記他のコラボレータ及び取引パートナーのサブセットのみによって共用されるべき情報として上記他のコラボレータ及び取引パートナーのうちの1つ又は複数が指定した情報である追加のプライベート情報をそれぞれ有する、1つ又は複数の追加の専用データベースをさらに備えたことを特徴とする請求項1記載の装置。

【請求項6】

上記追加の専用データベースのそれぞれは、上記他のコラボレータ及び取引パートナーのうちの1つに固有の追加のサプライチェーンオートマトンに含まれることを特徴とする請求項5記載の装置。

【請求項7】

1つのコラボレータと、1つ又は複数の他のコラボレータ及び取引パートナーとの間の共同製作のための計画立案を促進する方法であって、

上記他のコラボレータ及び取引パートナーのすべてに利用可能とされるべき公開情報を上記コラボレータによって指定することを受諾することと、

上記公開情報をグローバルデータベースに保持することと、

機密情報として保護されるべき、又は上記他のコラボレータ及び取引パートナーのサブセットのみによって共用されるべきプライベート情報を上記コラボレータによって指定することを受諾することと、

上記プライベート情報を専用データベースに保持することと、

上記コラボレータと上記他のコラボレータ及び取引パートナーとの間での情報の交換を促進することとを含み、上記グローバルデータベース及び上記専用データベースへのアクセスは上記2種類の指定に従って許可され、

上記公開情報は製品の全体的概要を生成し、上記プライベート情報は上記製品固有の概要を生成することを特徴とする方法。

【請求項8】

上記専用データベースは、上記コラボレータに固有のサプライチェーンオートマトンに含まれることを特徴とする請求項7記載の方法。

【請求項9】

上記コラボレータは、上記他のコラボレータ及び取引パートナーのサブセットによる上記サプライチェーンオートマトンへのアクセスを許可する能力を有することを特徴とする請求項8記載の方法。

【請求項10】

上記他のコラボレータ及び取引パートナーのすべてに利用可能とされるべき追加の公開情報を上記他のコラボレータ及び取引パートナーのうちの1つ又は複数によって指定することを受諾することと、

上記追加の公開情報を上記グローバルデータベースに保持することとをさらに含むことを特徴とする請求項7記載の方法。

【請求項11】

機密情報として保護されるべき、又は上記他のコラボレータ及び取引パートナーのサブセットのみによって共用されるべき追加のプライベート情報を上記他のコラボレータ及び取引パートナーのうちの1つ又は複数によって指定することを受諾することと、

上記追加のプライベート情報を1つ又は複数の追加の専用データベースに保持することとをさらに含むことを特徴とする請求項7記載の方法。

【請求項12】

上記追加の専用データベースのそれぞれは、上記他のコラボレータ及び取引パートナーのうちの1つに固有の追加のサプライチェーンオートマトンに含まれることを特徴とする請求項11記載の方法。